ちいき

災害時

避難行動要支援者制度

ひなん ひと 難の助けが必要















びなん だす ひつよう ばあい ちいき ひと じちかい みんせいいいん じどういいん 避難の助けが必要な場合、地域の人(自治会、民生委員・児童委員、 じょうほう わた 消防・警察) にあなたの情報を渡して、災害のときの避難などに使 います。

制度を使える人

※①と②にあてはまる人

・要介護認定者 (要介護3以上)

・知的障がいのある人 (療育手帳A)

じぶん かぞく ①自分や家族だけでは避難できない人

※下記に該当する方が対象です。

- ・ 高齢者等 (75歳以上で構成された世帯)
- ・身体障がいのある人(身体障害者手帳2級以上)
- ・精神障がいのある人 (精神障害者保健福祉手帳1級)
- ・その他支援がなければ避難に不安がある方(難病患者、小児慢性特定疾病患者、乳幼児、 妊産婦、外国人など)
- ちいき ひと こじん じょうほう つた ② 地域の人へ個人の情報を伝えてもいい人
 - ※ 避難の助けは、地域の人の協力です。 必ず助けてもらえるというものではありません。
 - ※ 地域の人と「知り合い」になってください。 地域の行事や防災訓練に参加してください。

。 気をつけること

- ①あなたの情報は、普段の防災訓練などでも使います。
- ②あなたを知るため、地域の人が家に来ることがあります。
- ③避難の助けが、必ずできるとは限りません。
- **④避難の助けがいらなくなったり、あなたの情報が変わったときには、** 『届出書』を必ず出してください。

お願いすること

- ①日ごろから地域の人と知り合いになりましょう。
- ②地域の防災訓練に参加しましょう。
- ③地域の人が来たら、避難するときにお願いしたいことを伝えしましょう。
- **④災害に備えて、家具の固定や食べ物の準備など、できる準備をしましょう。**



問い合わせ先

たいしょう 対象	ଢ଼ [◌] 障がいの ある人	^{にゅうようじ} 乳幼児	こうれいしゃ 高齢者 ょうかいごにんていしゃ 要介護認定者	なんびょうかんじゃ 難 病 患者 にんさんぷ 妊産婦
	ふくしじぎょうしょ 福祉事業所			けんこう /独 広 ご / ! !
たかとうか 担当課	しゃかいふくしか 社会福祉課	児童家庭課 社会福祉課	長寿支援課 長寿及援課 長寿保険課	健康づくり センター
ちゅうおうくやくしょない 中央区役所内	457–2057	457-2035 (児童家庭)	457-2062 (長寿支援)	457–2891
^{ひがしぎょうせい} 東 行 政 センター内	424-0176	424-0175 (児童家庭)	424-0186 (長寿支援)	424-0125
たしぎょうせい ない ない 西行政センター内	597-1159	597-1157 (児童家庭)	597-1164 (長寿支援)	597-1120
^{みなみぎょうせい} 南 行 政 センター内	425-1485	425-1463 (児童家庭)	425-1542 (長寿支援)	425-1590
はまなくやくしょない 浜名区役所内	585-1697	585-1121 (社会福祉)	585-1123 (長寿保険)	585-1171
またぎょうせい 北行政センター内	523-2898	523-2893 (社会福祉)	523-1144 (長寿保険)	523-3121
てんりゅうくゃくしょない 天竜区役所内	922-0024	922-0023 (社会福祉)	922-0130 (長寿保険)	925-3142